

清須市接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付要綱

清須市接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の接客形態事業者が事業を営むために必要な新型コロナウイルス感染症対策として行う備品の購入等（以下「感染症対策」という。）に要する経費に対し、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接客形態事業者 消費者に対する対面での接客を伴う事業を営んでいる中小企業者又は個人事業者をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (3) 消費者 個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、接客形態事業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に所在する店舗、施設その他事業所（以下「店舗等」という。）において営む主たる事業が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する産業のうち、次に掲げるものその他市長が認めたものであること。

ア 道路旅客運送業（一般乗用旅客自動車運送業及び一般貸切旅客自動車運送業に限る。）

イ 織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業又はその他の小売業

ウ 不動産取引業

エ 飲食店

オ 洗濯・理容・美容・浴業又はその他の生活関連サービス業（旅行業、衣服裁縫修理業、冠婚葬祭業及び写真現像・焼付業に限る。）

カ その他の教育、学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）

キ 医療業（療術業に限る。）

(2) 市税（令和2年度以前に納期限が到来したものに限る。）を滞納していないこと。

(3) 国、他の地方公共団体等が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分及び範囲は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1店舗等につき1回限りとする。

（申請期間）

第6条 申請期間は、令和3年11月1日から令和4年2月10日までとする。

（申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請事業者」という。）は、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 感染症対策計画書（第2号様式）

(2) 誓約書兼同意書（第3号様式）

(3) 履歴事項全部証明書（中小企業者の場合に限る。）

(4) 本人確認書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。

(補助金の額の変更)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、感染症対策の内容の変更等により補助金の額を変更する必要があるときは、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金変更交付申請書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付決定を行い、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により交付決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定事業者は、感染症対策が完了したときは、当該感染症対策が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、接客形態事業者感染症対策完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感染症対策に要した経費の領収書の写し
- (2) 感染症対策完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付額確定通知書（第8号様式）により交付決定事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 交付決定事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を

受けた日から起算して10日以内に、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（報告の徴取等）

第14条 市長は、交付決定事業者について、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付決定事業者はこれに協力しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 交付決定事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（雑則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	範囲
備品購入費（設置に要する費用を含む。）	(1) 手指消毒器 (2) 検温システム又は非接触式検温器（体表温又は体温を計測するものに限る。） (3) 蓋付便座（既存の便器が蓋付きでない場合に限る。） (4) 間仕切り（店舗等の内部を区画するためのものに限る。） (5) ビニールカーテン又はアクリル板（飛沫飛散防止用のもの）

	<p>のに限る。)</p> <p>(6) キャッシュレス決済端末 (ソフトウェアを含む。)</p> <p>(7) 金銭登録機 (顧客が自ら会計を行うためのものに限る。)</p> <p>(8) 非接触式自動扉 (設備の更新に該当する場合を除く。)</p> <p>(9) 自動水栓</p> <p>(10) 換気設備 (窓、サーキュレーター、換気扇その他充分な換気を行うことができるものに限る。)</p> <p>(11) 二酸化炭素濃度測定器 (第三者の検証実験により高品質を評価されたものに限る。)</p> <p>(12) 加湿器 (相対湿度を40%以上に維持できる機能を有するものに限る。)</p> <p>(13) その他市長が感染症対策に資すると認めたもの</p>
<p>消耗品費 (10万円を上限とする。)</p>	<p>(1) 消毒液</p> <p>(2) フェイスガード、防護服等</p> <p>(3) その他市長が感染症対策に資すると認めたもの</p>

備考

- 1 次に掲げるものは、補助対象経費から除くものとする。
 - (1) 令和3年3月31日以前に支払った経費
 - (2) 消費税及び地方消費税の額
 - (3) 仮想通貨、ポイントサービス又は金券類の利用による支払額
 - (4) 単価が1,000円未満の備品及び消耗品に係る経費
- 2 備品又は消耗品の購入は、市内事業者を活用するよう努めるものとする。